

南あわじ市の財政健全化に向け、行財政運営を改革する「行財政改革大綱」「集中改革プラン」「定員適正化計画」を決定しました。

市町村合併が最大の行財政改革とされ、昨年一月に南あわじ市は誕生しましたが、その効果はまだまだ発揮されていないのが現状です。また、三位一体改革による補助金・

貯金である基金が底を尽き、二十一年度には財政再建団体に陥る恐れがあります。市ではこの状況を打破し財政の健全化や財政基盤の強化を図るため、このほど「行財政改革大綱」を策定しました。また、この大綱を受けて「集中改革プラン」「定員適正化計画」を策定し計画的に行財政改革を進めていきます。なお、「大綱」「集中改革プラン」および「定員適正化計画」の全文は、市ホームページおよび市長公室でご覧いただけます。

市長公室 ☎ 43・5002



▲秀睦雄委員長(左)から中田市長へ提言書が手渡されました

改革の必要性

- ◆市を取り巻く状況の変化
 - ・少子高齢化 (平成18年3月1日現在の年層割合)
 - 0～14歳=13.14%、15～64歳=61.21%、65歳以上=25.65%
 - ・国による「三位一体改革」の推進 (補助金・地方交付税の大幅な削減等)
 - ・地方分権の進展
- ◆深刻な財政状況の悪化
 - ・市税収入の減少
 - ・福祉・医療経費の増大
 - ・借金返済額の増大 など

財政再建団体への転落の恐れ

このまま推移すれば、平成21年度に財政再建団体への転落が危惧されます。国の管理下で財政再建を行う場合、市の独自性が失われ、行政サービスが大幅に低下します。
※財政再建団体とは、民間企業で言えば倒産して管財人の管理を受ける状態

行政サービスの維持へ!! 大綱の策定 財政の健全化 財政基盤の強化へ!!

◆大綱の概要

- (1) 経営感覚にあふれた市民満足度の高い行政経営の推進
 - ①市民の視点に立った行政サービスの向上
 - 職員の接客マナーの向上、申請・受付等手続き時間の短縮など
 - ②事務事業の改善・改革
 - 行政評価システムの確立、事務事業の整理・統合など
 - ③民間活力等の導入
 - 民間委託等の推進と総点検、費用対効果の検証など
- (2) 地方分権時代にふさわしい自立できる行政経営の推進
 - ①財政の健全化
 - 財政健全化計画の策定、税等収納率の向上など
 - ②定員管理及び給与、手当の適正化
 - 総職員数5年後6.2%減、給与引下げ・諸手当の見直しなど
 - ③組織・機構の見直し
 - 業務内容・業務量の把握、職員の適正配置など
 - ④人材育成と職員の意識改革
 - 人事評価システムの導入、組織管理能力の向上など
 - ⑤公共施設・公有財産の管理運営の見直し・統廃合と有効活用
 - 庁舎等公共施設整備検討委員会の設置、指定管理者制度の活用など
 - ⑥公営企業及び第三セクターの経営監視
 - 経営状況の把握と適正な指導、経常経費の削減など
 - ⑦公共工事の適正化とコスト削減
 - 入札制度の見直し、公共工事の入札・契約の情報公開など
- (3) 市民との信頼関係に基づく協働による行政経営の推進
 - ①幅広い市民の行政への参画
 - 100人委員会の設置、ボランティア団体との連携強化など
 - ②受益と負担の公平性、行政の公正性の確保
 - 使用料・手数料の見直し、受益者負担の適正化など
 - ③説明責任と透明性の確保
 - 適切な情報公開、広報紙・ホームページ・CATVの活用など
 - ④市民力の強化と防災など危機管理体制の整備
 - 危機管理体制の整備、自主防災組織の充実など

二月二十日に委嘱された当審議会委員は、大綱の策定について調査・審議を重ね、三月十五日、「市民の協力を得ながら市職員一人ひとりが危機感をもって行財政改革を推進してほしい」と市長へ答申しました。

◆委員(敬称略)
委員長 秀睦雄、副委員長 谷本馨、委員 井本恵子、志智宣夫、清水とも子、北内秀明、児島茂男、秦紳一郎、芝壽浩、前田吉計

集中改革プラン 21年度までの5か年

集中改革プランは行財政改革大綱に基づき、集中的に実施する平成17年度から平成21年度までの具体的な取り組みを分かりやすく示した計画のことです。

また、取り組み状況については、検証をしながら随時見直しを行っていきます。

- (5) 第三セクターの見直し

第三セクターの経営状況が、財政運営に影響を及ぼすことの無いよう、適切な監視と経営の見直し、経営状況の公表などに取り組みます。

■検討部会の設置 公営企業・第三セクター経営検討部会 (H18)

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
第三セクターの経営状況の把握と適正な指導		実施	⇒	⇒	⇒
第三セクターの経営状況を公表		公表	⇒	⇒	⇒

- (6) 経費削減等の財政効果
 - ①嘱託職員・臨時職員等の賃金および人員数を見直します。また、各種委員会の集約等による報酬総額の検討にも取り組みます。

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
嘱託、臨時職員等の人員数の見直し	検討	実施	⇒	⇒	⇒
賃金、報酬等の見直し		検討	⇒	⇒	⇒

- ②分庁舎方式の中であっても、指揮命令系統の明確化などによりスムーズに業務執行が行えるよう随時、組織・機構のあり方の検討・見直しに取り組みます。
- 検討部会の設置 組織機構検討部会 (H17)

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
指揮命令系統の明確な組織編成	検討	実施	⇒	⇒	⇒

- ③行政として対応すべき補助金等の必要性やあり方等を検討し、総額の削減に取り組みます。

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
負担金・補助金・交付金の見直し		検討	⇒	⇒	⇒
市単独補助金の減額		実施	⇒	⇒	⇒

- ④公共工事のコスト削減に努めるとともに、入札・契約についての情報を公開します。

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
普通建設事業の抑制		実施	⇒	⇒	⇒
入札・契約等の情報公開	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

- ⑤市内部の管理経費の節約に取り組み、簡素で効率的な行財政運営を行います。

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
施設維持管理費の削減		実施	⇒	⇒	⇒
物品購入の一元化		検討	⇒	⇒	⇒
公用車管理の一元化(集中管理)	検討	実施	⇒	⇒	⇒

- ⑥税等の徴収率の向上や受益者負担の適正化等に努め、財源の確保に取り組みます。

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
未利用財産の売払い	検討	実施	⇒	⇒	⇒
税等の収納対策強化		実施	⇒	⇒	⇒
下水道の加入促進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
使用料・手数料の見直し		検討	⇒	⇒	⇒

- (7) 新庁舎をはじめ、現5庁舎・出張所・連絡所・支所・複数ある同種の施設等について、業務のあり方や地域の実情に応じた効果的な統廃合・有効活用の検討に取り組みます。
- 委員会の設置 庁舎等公共施設整備検討委員会 (H18)

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
庁舎等公共施設のあり方の見直し		実施	⇒	⇒	⇒

財政の健全化に向け、行財政運営を改革

- (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
 - ①財政基盤の強化を図り安定した行政サービスを提供できるように、平成17年度に行財政改革大綱、18年度には行財政改革実施計画を決定します。

■審議会等の設置 行財政改革審議会 (H17)、行財政改革推進委員会 (H17)

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
行財政改革大綱の策定	策定				
行財政改革実施計画の策定		策定			
行財政改革の実施		実施	⇒	⇒	⇒

- ②行政評価システムを導入し、事務事業の整理と見直しを行います。
- 検討部会の設置 行政評価システム検討部会 (H17)

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
行政評価システムの導入	検討	実施	⇒	⇒	⇒
行政評価に基づく事務事業の見直し		検討	実施	⇒	⇒
事務事業の整理		実施	⇒	⇒	⇒

- (2) 民間委託等の推進
 - ①民間活力を導入して効率化とサービスの維持を図るため、公共施設の管理等について検証し、指定管理者制度の導入を含め民間委託等に取り組みます。

■検討部会の設置 民間委託等検討部会 (H18)

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
施設ごとの民間委託等の推進	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
指定管理者制度(平成16年度・合併時)の導入	95施設(16年度から)	再委託等検討	実施		
湊研修指導施設の指定管理者制度の導入		検討	実施		
バイオマス利活用施設の指定管理者制度の導入	検討	実施	⇒		
生産物直売所「魚彩館」の指定管理者制度の導入		検討	実施		
灘ターミナルセンターの指定管理者制度の導入		検討	実施		

- ②事務や業務の民間委託が可能かどうかを検討し、効率かつ適正に行えるものについては委託します。
- 検討部会の設置 民間委託等検討部会 (H18)

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
5庁舎の夜間警備の全部委託	検討	実施	⇒	⇒	⇒
一般ごみ収集の全部委託	検討	⇒	実施	⇒	⇒

- (3) 定員管理の適正化

人件費抑制のために、計画的に定員管理を行います。現在の職員数661人を平成17年度から平成21年度の5年間で41人(6.2%)の削減を進めます。

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
定員適正化計画の策定	策定				
定員適正化計画に基づく定員管理	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

- (4) 手当の総点検を始めとする給与の適正化
 - ①平成18年4月より一般職員と特別職の給与水準を引き下げます。また、年功的な給与上昇の抑制と、今後導入予定の人事評価に応じた給与構造への転換を図ります。

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
給与水準の引下げ(平均4.8%)	検討	実施			
給料表の7級制及び号給の4分割の導入	検討	実施			
特別職の給与の引下げ	検討	実施			

- ②平成18年度において、調整手当5%を廃止し、地域手当3%を導入することにより、支給率を引き下げます。また、管理職手当の支給率も1～2%引き下げます。さらに、現在の特殊勤務手当の適正性を検討するとともに、適正な人員配置や事務事業の見直しを実施して時間外勤務手当を縮減します。

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
調整手当(5%)の廃止	検討	実施			
地域手当(3%)の導入	検討	実施			
管理職手当の支給率の引下げ	検討	実施			
特殊勤務手当(平成16年度合併時に一度見直し実施済み)	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
時間外勤務手当の縮減	検討	実施			

- ③「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、人事行政全般の運営状況について公表します。

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の施行	検討	実施			
人事行政の運営等の状況の公表	実施				

- ④市民から理解と支持が得られる適正な福利厚生事業を実施します。

取組内容	目標年度				
	17	18	19	20	21
退職生業資金の廃止	実施				
福利厚生事業の見直し		検討	⇒	⇒	⇒